

令和5年度 介護施設等による留学生受入れ支援事業（概要）

事業案内

介護サービスを提供する都内の施設及び事業所（以下、「事業所」）が、留学生を雇用し、学費等を給付した経費の一部を東京都が補助します。

補助対象事業所

サービスの種類（訪問サービスは除く。）

通所介護	（介護予防）短期入所生活介護	（介護予防）短期入所療養介護	（介護予防）通所リハビリテーション	（介護予防）特定施設入居者生活介護	（介護予防）小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
（介護予防）認知症対応型通所介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護	介護福祉施設サービス	介護保健施設サービス	介護医療院サービス	介護療養施設サービス

（注1）都内に所在する事業所とする。（注2）国又は地方公共団体が設置及び運営する事業所は除く。（注3）介護保険法第72条の2の規定による共生型サービスは除く。

対象経費・基準額

補助率 1/2 ↑ ※令和4年度までは1/3

～詳細は、東京都福祉保健財団ホームページに掲載している手引きをご確認ください～

- ①学 費 5万円(月額)
 - ②入学準備金 20万円(1回限り)
 - ③就職準備金 20万円(1回限り)
 - ④国家試験受験対策費用 4万円(1回限り)
 - ⑤居 住 費 3万円(月額)
- ※上記②は、介護福祉士養成施設の入学年度のみ対象
 ※上記③④は、介護福祉士養成施設の卒業年度のみ対象
 ※日本語学校の場合は、卒業日前の引き続く1年以内の経費が対象

日本語学校又は介護福祉士養成施設に通う留学生を雇用している事業所が対象です。

令和5年度内に1か月以上雇用すれば対象となります。

居住費のみを補助申請することも可能です。

事業スキーム

※学費等の給付対象となった留学生は、介護福祉士養成施設の正規の修学期間を修了する必要があります。

日本語学校又は
介護福祉士養成施設



学費等
の納入

留学生

年度内1か月以上 就労
※年度途中での就労も可

贈与契約を締結の上、
対象経費を給付

介護サービス
を提供する
都内の事業所

交付申請等

福祉
保健
財団
東京都

審査事務を委託

東京都

補助金交付

【補助額の算定例】 ※留学生を1か月間雇用した場合の学費

- ①補助基準額：5万円×1月＝5万円
- ②対象経費：学費年額120万円の場合 120万×1/12月＝10万円
- ③上記①と②を比較して小さいほうの5万円に、補助率1/2を乗じた
2万5,000円が補助額（1,000円未満端数切り捨て）

問い合わせ先

本補助金や、外国人介護従事者受入れ環境整備事業に関することは、以下にお問い合わせください。
 公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部 介護人材養成室 外国人介護人材担当
 TEL:03-3344-8627 (月)～(金) 9:00～17:30 HP:<https://www.fukushizaidan.jp/122gaikokujin/>
 ※補助金申請に係る手引きを上記HPに掲載しています。事業の詳細(補助要件等)は、手引きや要綱等をご確認ください。
 ※交付申請関係書類等も、上記HPに12月頃掲載予定です。
 ※予定は今後変更する可能性があるため、予めご承知おきください。